

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月29日

【事業年度】 第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 N I S グループ株式会社

【英訳名】 NIS GROUP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者 寄岡 邦彦

【本店の所在の場所】 愛知県松山市千舟町5丁目7番地6  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記東京本社において行っております。)

【電話番号】 (089)943-2400

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員企画管理本部長 野尻 明裕

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号

【電話番号】 (03)3348-2424

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員企画管理本部長 野尻 明裕

【縦覧に供する場所】 N I S グループ株式会社東京本社  
(東京都新宿区西新宿1丁目6番1号)  
N I S グループ株式会社東日本調査部  
(埼玉県川口市本町4丁目1番8号)  
N I S グループ株式会社千葉支店  
(千葉市中央区富士見1丁目14番13号)  
N I S グループ株式会社横浜支店  
(横浜市神奈川区金港町5番地32)  
N I S グループ株式会社名古屋営業部  
(名古屋市中区錦1丁目20番25号)  
N I S グループ株式会社大阪営業部  
(大阪市中央区城見1丁目2番27号)  
N I S グループ株式会社神戸支店  
(神戸市中央区御幸通4丁目2番20号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (7) <省略>

#### (8) 取締役の定数及び取締役の選任要件の内容

当社の取締役の定数は、12名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う旨を同じく定款に定めております。

#### (9) 株主総会決議事項につき取締役会で決議することができる事項の内容

当社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号の定める事項について、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元等を実施するべく、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会にて決議することができる旨を定款に定めております。

#### (10) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

当社では、平成18年6月24日開催の株主総会において社外取締役を1名選任いたしましたが、現時点において専任スタッフは置いていません。

なお、社外監査役につきましても、専任スタッフは置いておりませんが、内部監査部など関係各部において社外監査役が求めた場合には、適宜必要なサポートを行っております。また、隔地においても取締役会や監査役会に参加できるようテレビ会議システムを導入し、社外監査役の会議出席率を高めております。

(11) コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社2社を連結子会社としております。各上場子会社においては、基本的なグループ戦略に基づいた経営を基本としつつも、それぞれの業種業態ごとに専門性が求められることから、当該上場子会社には経営判断に関し一定の独立性を持たせております。一方、当社はSOXの適用を受けており、経営者による内部統制体制の構築と、その有効性の評価・報告が求められております。SOXは、内部統制体制の事実上のグローバルスタンダードであるCOSOフレームワークに依拠しており、同フレームワークでは当該上場子会社は重要なビジネスユニットとして評価対象に含まれております。従って、当社は、業務効率・財務報告の信頼性・法令遵守の向上を目的として、当社主導により連結ベースでの内部統制体制の構築を進めております。

(12) その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

前述の「内部統制システムの整備に関する基本方針」の取締役会決議を踏まえ、各決議事項について可及的速やかに実行し、不断の見直しにより内部統制システムの改善を図り、効率的で適法な企業体制を整備することで、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制が一層強化されるものと考えております。

(訂正後)

(1) ~ (7) <省略>

(8) 取締役の定数及び取締役の選任要件の内容

当社の取締役の定数は、12名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を同じく定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件の内容

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議について、株主総会の円滑な運営を目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(10) 株主総会決議事項につき取締役会で決議することができる事項の内容

当社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、機動的な資本政策と株主への安定的な利益還元等を実施するべく、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会にて決議することができる旨を定款に定めております。

(11) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制

当社では、平成18年6月24日開催の株主総会において社外取締役を1名選任いたしましたが、現時点において専任スタッフは置いていません。

なお、社外監査役につきましても、専任スタッフは置いておりませんが、内部監査部など関係各部において社外監査役が求めた場合には、適宜必要なサポートを行っております。また、隔地においても取締役会や監査役会に参加できるようテレビ会議システムを導入し、社外監査役の会議出席率を高めております。

(12) コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社2社を連結子会社としております。各上場子会社においては、基本的なグループ戦略に基づいた経営を基本としつつも、それぞれの業種業態ごとに専門性が求められることから、当該上場子会社には経営判断に関し一定の独立性を持たせております。一方、当社はSOXの適用を受けており、経営者による内部統制体制の構築と、その有効性の評価・報告が求められております。SOXは、内部統制体制の事実上のグローバルスタンダードであるCOSOフレームワークに依拠しており、同フレームワークでは当該上場子会社は重要なビジネスユニットとして評価対象に含まれております。従って、当社は、業務効率・財務報告の信頼性・法令遵守の向上を目的として、当社主導により連結ベースでの内部統制体制の構築を進めております。

(13) その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

前述の「内部統制システムの整備に関する基本方針」の取締役会決議を踏まえ、各決議事項について可及的速やかに実行し、不断の見直しにより内部統制システムの改善を図り、効率的で適法な企業体制を整備することで、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制が一層強化されるものと考えております。